

告 示

埼玉県告示第七百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鶴ヶ島計画

埼玉県鶴ヶ島市脚折町五丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

四月に開催した交通協議の中で、西入間警察署から交差点2、交差点5の箇所への右折については、大渋滞が予想され、事故が発生する可能性が高い箇所と指摘されています。

オープン前には西入間警察署と十分に打合せを行うとの発言もありましたが、地元住民や地元自治会に対しても、十分な説明を行い、地元の理解を得ると共に、オープン後の繁忙期についても苦情等が少なくなるようご配慮をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十九年六月二十三日から平成二十九年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター